

というのはもう駄目です。それとはもう考え方を
変えなくてははいけない。

まだ決めていない会社1社あるんですが、ほ
ぼ決まっているんですが、その会社はインドネ
シアに大きい工場持っているんだそうです。で、
300人ぐらいいらっしゃるそうです。そこから
家族ぐるみでインドの人たちに山形の工場で働
いてもらう。そして、ある程度働いてもらった
後、本国に帰って本来の業務の中核として担っ
ていただくと、そういう人を何回も何回も順繰
り順繰り日本に来てもらうんだと、だから長井
では、用地はそんなに安いということはあんま
り関係ないと、うちはある程度高くてもいいと。
むしろ一番必要なのは、そういうインドネシア
から来た人たちが家族連れで来るんで、子育て
とか教育とか、あるいは普通に買物とか市民生
活を長井市民と同じように、誰からも差別され
ることなく、楽しく暮らせるように、それをお
願いしたいと言われました。なるほどなと
思いました。もうそういう時代です。

ですから、ぜひ、従来の企業誘致もこれ必要
ですが、それだけではないと。いろんな視点か
ら考える必要があると思いますので、ぜひご指
導、ご助言いただければと思います。ありがと
うございました。

○内谷邦彦議長 1番、平井直之議員。

○1番 平井直之議員 はい、お伺いしました。

でも、現在働くところがない。なくなる方も
いらっしゃいますし、そうするとその本人だけ
でなく、その家族も移転されてしまうという、
おそれもあります。ですので、ある程度の企業
誘致というのにも必要かと思えますし、地元の企
業がさらに発展していくにも人材が必要であり
ます。ですので、いいとこ取りもなかなか難し
いところではあるんですが、お互いそれを見な
がらよりよい、若者は本当に残ってもらえるよ
うに、選んでもらえるようにしていただければ
と思います。

以上で質問を終わります。

竹田陽一議員の質問

○内谷邦彦議長 次に、順位11番、議席番号8番、
竹田陽一議員。

○8番 竹田陽一議員 共創長井の竹田陽一です。
よろしくお願ひいたします。

令和のコメ騒動、店頭の米価が下がらないの
は、兼業農家の温存が規模拡大の障害になっ
ているとの声が散見されます。経営効率を高める
ためには、確かに規模拡大が理にかなっている
でしょう。これまで、中山間地域では大勢の兼
業農家が水路の泥上げや畦畔の草刈りを行うこ
とで田んぼが維持されてきました。農地の集約、
集積という、規模拡大する経営体が農地全て
を引き受けるような響きがありますが、現実
には全ての農地が引き継がれるわけではありませ
ん。農地を維持するには、大規模経営体と小さ
い経営体がともに必要であります。

ニュースが伝えるのは、米が高いか安いかで
あり、農家の姿や課題が大きく取り上げる機
会が少ないと感じております。農村には農家が存
在し、米作りを続けてきたからこそ守られてき
たものがたくさんあります。これからの農村は
単なる食料生産の場から、住民にとっては癒や
しの場、そして学びの場、社会にとっては環境
防災の基盤としての価値をより高めていく必要
があります。令和のコメ騒動により、にわか
に米に関心が集まる中、消費者の皆さんには、今
こそ農家があって初めて農村という形が成り立
つことをぜひ知ってもらいたいと思います。

豊かな食生活を守るため、農村と消費者の皆
様はパートナーとして食の安全や持続可能な地
域社会を共に支え合う関係がしっかり構築され
ることを期待しているところであります。

さて、このたびの本定例会における一般質問は、一つは小学校の給食費無償化について、一つは、高齢者に係る除雪時の安全対策について、そして市役所職員のメンタルヘルス対応についての3件であります。

初めに、小学校の給食費無償化についてお伺いします。

本市では、従来、安全でおいしい給食の提供を目指しております。令和3年度には、民間資金を活用し給食共同調理場を整備し、食物アレルギー対応食も提供しております。また、食材等の物価高騰分については公費で負担をし、保護者の負担軽減に取り組んできております。

一方、全国的に食材費等の高騰のため、給食費が家計の重荷になっていることから、子育て世代の経済的負担の軽減と、深刻化する少子化を受け、子育て支援の強化が急がれている状況にあります。このようなことから、小学校の給食費無償化が2026年4月から全国一律に実施されることになりました。小学校の児童を対象に、保護者の所得に関係なく、保護者が負担している給食費を国等の支援によって軽減し、子育て世帯の経済的負担を和らげる制度であります。食材費の基準額は1人当たり月額5,200円を国が2分の1、県が2分の1の割合で支援する制度であります。

学校給食法を改正しないまま、給食費負担軽減交付金として自治体に予算補助されます。当初、3党合意として無償化を掲げていましたが、負担軽減にとどまり、残念に思うところがあります。中学校への拡大についても、できるだけ速やかに実施するとされておりますが、学校給食は自治体の実施している事業であり、地方の意見を十分尊重した決定を望むところであります。

今後も物価高騰が引き続くことを踏まえ、子供たちの健やかな成長に必要な栄養バランスが取れた安全で安心なおいしい給食を提供してい

くことが求められます。これらを踏まえ、以下質問いたします。

1つ目、小学校の給食費の状況についてお伺いします。令和7年度と8年度の小学校の給食費は、1人当たり月額は何らになりますか。本市では、これまで物価高騰分は公費で負担してきていますが、公費負担額は1人当たり月額幾らになりますか。あわせて、給食共同調理場長にお伺いします。

2つ目、基準額を超える部分を公費負担する理由についてお伺いします。3党合意では、基準額を超える分は引き続き保護者から徴収することが可能となっております。言い換えれば、基準額を超える部分については、国等からの財政措置がなく、自治体の裁量に委ねられるものとなりますが、本市では超える部分を公費負担としましたが、その理由について教育長にお伺いします。子供たちの健やかな成長を支える給食の質を落とすことは絶対にあってはならないと考えています。

3つ目、アレルギーや不登校で給食を食べていない児童への配慮についてお伺いします。公平性の確保の観点から、アレルギーで弁当を持参している児童に対しては、無償化の恩恵をどう反映させますか。また、不登校の児童にはどう対応しますか、併せて教育次長にお伺いします。

4つ目、国が示す給食費無償化によるメリットについてお伺いします。国が示す給食費無償化は、保護者の経済的負担の軽減に加え、運営面ではどのようなメリットがありますか。

公費負担により給食費徴収や未納対応の事務軽減が図られ、本来注力すべき業務に時間を割くことができる。そして、負担軽減額が明確で支援の効果が実感しやすいなどメリットがあると考えますが、どのように捉えておりますか、教育長にお伺いします。

5つ目、無償化による食育への影響について

お伺いします。給食は、地産地消や伝統食、旬の食材を学ぶ生きた教材であります。給食費が無償になることで、食べ物の価値や生産者への感謝の念が薄れるのではないかという懸念があります。無償化されるからこそ、給食が単なる食事ではなく、社会で支えられた教育であることを教える必要があります。無償化により、食べ残しが増えることを防ぐため、児童自らが考え、完食を目指すようなより丁寧な食育指導が求められますが、教育長の見解をお伺いします。

次に、高齢者に係る除雪時の安全対策についてお伺いします。

今年の冬は青森県で記録的な大雪に見舞われ、市民生活に大きな影響が出ている状況が連日報道されておりました。積雪は平年の2倍以上で除雪が追いつかず、交通に支障が出て、小・中学校の休校や自衛隊への災害派遣要請が行われました。山形県内でも最上地方などが大雪に見舞われ、雪害事故が相次ぎ、住宅の倒壊のおそれがあるとして、県は11市町村に13年ぶりに災害救助法を適用しました。自力で除雪や雪下ろしができず、作業を依頼する資金力や労力がなく、家屋倒壊のおそれがある高齢者や障がい者などの要援護者世帯の雪下ろしや除雪作業を行っております。

ご案内のとおり、近年、地球温暖化の進行に伴い、極端な天候の頻度と強度が著しく増加しています。冬には積雪量の減少と局地的などか雪や湿った重い雪が増加する傾向にあります。本市でも昨年は豪雪災害対策本部を設置する大雪に見舞われました。毎年除雪作業中の事故により多くの方が亡くなったり、負傷したりしています。屋根からの転落や落雪、除雪機械の事故が原因であります。除雪作業中の事故は高齢者に集中し、亡くなるケースも少なくありません。そのため、本市では、雪下ろしや除雪中の事故を防ぐため、ヘルメットや命綱の着用、2人以上の作業などを呼びかけています。

一方、雪下ろしや除雪は高齢者にとっては重労働で、健康被害につながる可能性があります。高齢化が進む中、雪下ろしや除雪作業の担い手が不足しております。自分の家の雪下ろしで手いっぱいの方も多く、近隣の支援が難しい場合が少なくありません。このように、人手不足と高齢化が進む中、大雪時においては、高齢者の生活は非常に厳しいものがある。除雪時の事故防止や孤立対策が求められます。これらを踏まえ、以下質問します。

1つ目、命綱固定アンカー設置費に対する支援の拡充についてお伺いします。雪下ろしに伴う転落事故を防ぐため、命綱を固定するアンカーは非常に有効であります。本市では、住宅リフォーム補助制度としてのアンカーや固定式はしご設置を支援していますが、近年の利用状況はどうでしょうか。除雪業者はアンカーがないと安全確保ができないとして、雪下ろし作業を断るケースもあると聞きます。命綱固定アンカー設置工事に対する補助率を引き上げるとともに、転落防止器具の購入を対象とするなど支援を拡充してはいかがでしょうか。また、住宅と一体に利用している車庫や物置も対象としてはいかがでしょうか。建設課長にお伺いします。

2つ目、高齢者世帯等の雪下ろし費用の適正な支援についてお伺いします。本市では、自力で除雪が困難な高齢者世帯に対して、雪下ろしの支援を行っております。除雪サービスの利用に当たっては、事前に利用登録することとなっておりますが、利用登録者の状況はどうでしょうか。

一方、雪下ろし作業は安全確保のため、2名以上が基本で、また雪下ろしの担い手不足や物価高騰の影響を強く受け、雪下ろしの賃金は上昇傾向にあるようです。地域の事業者は、本市との協定額を参考にしているものの、人手を確保するには厳しいとの声が少なくありません。雪下ろし費用の相場は大雪直後の緊急依頼では

上乘せされることがあり、今後も実態に反映した適切な支援が必要であると考えますが、市長の見解をお伺いします。

3つ目、大雪時の高齢者世帯の安全対策についてお伺いします。大雪時には、除雪事故を防ぎ、安全で安心な暮らしを確保するための多様な対策が求められます。行政には、地域コミュニティとの連携の下、迅速な情報提供や雪下ろし支援、特に一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の安否確認や生活支援が必要と考えます。高齢化が進む中、高齢者の雪害事故を防止し、高齢者が安心して暮らすためどのように取り組んでいきますか。長寿介護・地域包括支援センター担当課長にお伺いします。

次に、市役所職員のメンタルヘルス対応についてお伺いします。

現代社会において、メンタルヘルスの不調は世代を問わず共通の課題となっています。2024年版厚生労働白書では、精神疾患の外来患者数が年々増え、20年には586万人になりました。SNSでの無責任な誹謗中傷や、人と人のつながりの希薄さ、孤独や孤立の深刻化が要因と言われております。職場の人間関係、育児、介護など、あらゆる局面、世代にストレスを抱えている実態が見られるようです。

総務省の調査によりますと、メンタルヘルス不調により休職する公務員は増加傾向にあるとあります。市役所職員においても高度化、複雑化している事務事業や頻発する災害など、突発的で多大な業務量となる事案への対応や、人間関係の問題など、ストレスを感じている職員がいるのではないのでしょうか。

自治体では、年度末から年度初めの3月から4月は一年で最も業務密度が高い繁忙期で、職員のストレスが最も高まる時期であります。年度末は事業の締めくくり、年度初めは事業の立ち上げなどにより長時間労働が発生しやすくなります。また、4月の人事異動により、事務引

継や新しい業務の習得を短期間で行う必要があります。さらには法律などの改正が多く行われ、条例改正が集中します。新しい人間関係、職場関係に適應する負担が増します。特に新規採用職員にとっては、学生から社会人への急激な変化や、理想と現実のギャップを感じやすい時期でもあります。職員のメンタル不調は行政の組織運営に対して深刻な影響を及ぼすおそれがあります。心身の不調を抱えながら業務に当たると集中力の低下や判断ミスが生じやすくなります。職員1人が欠けると周囲の職員に過度な負担がかかります。質の高い行政サービスを提供するためには、職員が能力を最大限発揮できる環境を整えることが重要と考えます。これらを踏まえ、以下、副市長にお伺いします。

1つ目、職員のメンタルヘルスの実態についてお伺いします。第六次総合計画の推進や行政課題への対応を目的として毎年度組織改編が行われております。従来の事務を超え、自ら考え判断する質の高いサービスが求められ、プレッシャーを感じている職員もいるのではないのでしょうか。また、子育て、介護、夫婦関係などの個人的な問題も想定され、様々な要因が複雑に絡み合っているのではないのでしょうか。職員のメンタルヘルスの実態についてお伺いします。

2つ目、年度末、年度初めに職員が抱えるリスクへの対応についてお伺いします。負荷が集中する部署の職員や前任者の退職等により引継ぎが十分でない職員、新規採用職員や難易度の高い業務の異動に係る職員など、年度末、年度初めにリスクを抱える職員の対応についてお伺いします。

3つ目、管理職に対するメンタルヘルスカケアについてお伺いします。管理職は部下のケアを求められる一方で、自身の不調については責任感から孤立しやすく、メンタルヘルス対策において見落としされやすい立場にあるのではないのでしょうか。管理職のメンタルヘルスカケアにつ

いてお伺いします。

4つ目、家庭環境が厳しい職員への対応についてお伺いします。介護、育児、自身の健康問題など、家庭環境が厳しい職員に対しどのような配慮が行われていますか。家庭事情により不安や負担を抱えながらも、周りに迷惑をかけてしまうと職場に相談しづらいという悩みを抱えている職員がいるのではないのでしょうか。人事異動等における直接的、間接的な配慮などについてお伺いします。

5つ目、組織全体のメンタルヘルスケアについてお伺いします。職員一人一人が心身ともに健康で、能力を最大限発揮できる状態を維持することは、市民のニーズに沿った質の高いサービスに不可欠であります。組織全体の管理責任者の観点から、職場環境の改善に向け、今後どのようなマネジメントを行っていきますか、お伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○内谷邦彦議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 竹田陽一議員のほうからは、大きく3項目にわたってご質問、ご提言をいただきました。私からは、2点目の高齢者に係る除雪時の安全対策について、(2)の高齢者世帯等の雪下ろし費用の適切な支援についてお答えを申し上げます。

竹田議員からもありましたとおり、本市では高齢者除雪サービス事業として、高齢者のみの所得割非課税世帯で、親戚や近隣等からの雪下ろしの援助が期待できない世帯に対して、雪下ろし等の除雪支援を行っております。雪下ろし費用1回当たり1万8,000円までの助成で、助成額を超えた部分については自己負担となります。一冬期間に2回までの利用となりますが、豪雪災害対策本部が設置された年度については3回までとなります。利用登録の状況は、令和6年度は222世帯、令和8年1月末現在で226世

帯で、4世帯ほど増えております。

当該事業におきまして、本市が協定を結んでおりますのは、シルバー人材センター及び長井白鷹建設組合です。建設組合とは、毎年、事業実施のための協議を行っており、令和7年度の協議では人件費や物価上昇等を踏まえて助成額を前年度より2,000円増額いたしまして1万8,000円としました。

竹田議員からは、大雪の実態を反映した適切な支援のご提案をいただきました。大雪の際の除雪費用について、建設組合からは排雪のためのダンプの手配等、作業の手間が増えることから、除雪費用が増える傾向があると聞いております。本事業では、豪雪災害対策本部の設置を大雪認定基準としております。繰り返しになりますが、設置年度は助成回数を3回とし、総額5万4,000円の助成としているため、利用者の方からは雪下ろしの負担が減りありがたいとの声もございます。

今後も除雪費用の動向を踏まえ、1回当たりの助成額の適切な設定について建設組合等の関係団体と協議を図ってまいります。

多岐にわたるご質問、ご提案をいただいておりますので、私からあんまり余計なこと言っちゃいけないんですが、先日、勝見議員から、また直接ではないんですが今泉議員から消雪の依頼があったんですが、結局私もいろんなところで市民の皆様、座談会とかさせてもらいますと、とにかく高齢で雪片づげできないと、だから何とか市でいろんな支援してくれというのが本当に最近多うございます。その中で、この除雪については、今も226世帯で、ご承知のとおり、高齢者の世帯が2,600世帯超えているんです。1割にも満たないです、非課税世帯なんで。では残りの人たちは大丈夫なのかというと、何とか大変ですけどやりくりしているわけですね。ですから私どもとしては、これを全て非課税世帯だけ、非課税世帯の場合、国から半分補助も

らえるんで助かるんですけども、もらえない世帯にも何らかの形で考えなくてはいけないだろうと。しかし、相当一財が必要になると。これがないんですよね、本当はない。ふるさと納税がもうどんどん減ってしまったもので、これを何とかしたいということで、勝見議員のときも申し上げましたけども、本来、故郷にいる父親、母親、あるいは親戚とかおじいちゃん、おばあちゃんのためにふるさと納税はあるんです。それがいつの間にか、何かカタログショッピングみたいになってしまって、結局、そういう商品があるところだけが何にもしないでぬれ手に粟なわけです。こんな言い方失礼ですけども、もうびっくりしましたよ。タンザニアのところまで4つの市でうちだけです。ほかのところなんかぬれ手に粟で30億とか。何にもしていないですよ。某タオルとかね、もう黙っても売れるわけです。でもうちは必死にやって9億です。その前まで18億。だから、今度この雪片づけ、雪下ろし、そういったところとか、あとは年間通じて住宅は皆傷むわけです。そうすると、ガラスをちょっと、網戸貼り替えなくてはいけないとかいろいろあると。あと、ちょっとこれ具合悪いから直したい。もう年金暮らしで直せないじゃないですか。ですから、そういったところもふるさと長井会なんかにも呼びかけて、ぜひ故郷の長井にいる親戚とか家族のために、こういったことの商品つくるから、例えば、除雪、雪下ろしとか間口とかいろいろ含めて5万円分とかね。そういうのを何とかできないかということで頑張ってみたいと思います。

なお、それをするには担い手が必要なんです。建設会社は人手もいなくてできません。我々として頼りにしているのは、コミセン通じて、もう仕事辞めたけど、まだまだ何か協力できるぞという方に有償ボランティアで、そういった方々には、普通の正規よりは安いんですけども、きちんとね、ボランティアしてある程度の費用

弁償、そういったことなども考えていきたいと思っておりますので、ぜひいろいろ今後ともご指導いただければと思います。以上でございます。

○内谷邦彦議長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 私には、大きな問いの3、市役所職員のメンタルヘルス対応についてお尋ねをいただきました。

ただいまの質問の中で、2024年の厚生労働白書に触れられましたけれども、現代社会本当にストレスフルで、ストレスは今を生きる我々の宿命、よかれあしかれ共存していくしかないなと改めて思ったところです。

人は、社会的存在として一人では生きられないとよく言われますが、人と人との関わりそのものがストレスを派生させるということで、実は本当に厄介な話だと考えております。

これから迎えるAIの時代におきましても、ゼロと1の組合せであるデジタル思考で対応できる部分以外のところ、曖昧で情緒的な状況と向かい合うのは人であり、一人の人間として社会生活を送るためにも、まずは自己防衛策として、ストレス耐性を身につける必要があるなどそのところも思ったところです。

組織としての長井市役所といたしましては、使用者としての安全配慮義務を果たすことはもちろん、職員を守って、その能力を最大限に発揮してもらい、組織目標、今議会の冒頭で市長のほうから表明をさせていただきました施政方針のタイトル、「みんながしあわせに暮らせる長井—安心と希望をつなぐまちへ—」を達成するためにも、引き続き必要なメンタルヘルス対策を講じていきたいと考えております。そんなことを念頭に置きながら、個別の質問に順次お答えを申し上げます。

まず(1)職員のメンタルヘルスの実態についてでございます。一番分かりやすいのが病気休暇等のお話だと思いますので、今年2月現在、メンタルの不調で病気休暇を取得している

職員は3名、病気休職、これは分限処分ですけれども、なっている職員は3名おります。なお来月4月時点では、病気休職の1名が減りまして2名となる見込みでございます。

近年、メンタルで体調不良を抱える職員が増加傾向にあったということで、最近ではですね令和4年度、病気休暇、病気休職合わせまして、瞬間的ですけども11名ということがありました。そういうこともございまして、令和6年度から産業医を1人から2人体制にし、そのうち1人をメンタルヘルス専門の産業医として委嘱しております。そして、休んでいる職員の職場復帰の指導、助言にも大変お力添えをいただいております。

議員からもございましたように、メンタル不調を引き起こす主な原因については、コミュニケーション不足による職場の人間関係、複雑多様化する事務作業、あるいは家庭の事情、そしてハラスメント、あるいは、場合によってはですけども、本人の先天的な気質など、非常に多岐にわたると感じております。そして一度メンタルの不調を引き起こしますと、職場復帰するのはそう簡単でないということでございまして、治療、療養だけでなく、早期の発見、対応が重要となっております。

メンタルに不調を抱える職員に対しまして、産業医による面談を毎月実施しております。専門的な知見を持つ医師の立場から、本人が不安なく職場復帰するまでの継続した助言、指導をいただいているところでございます。

全ての職員にとって働きやすい職場環境を整えるということで、昨年8月にも産業医と職場巡視を実施しまして、職場環境の改善等についてご意見、ご提案などもいただいているところです。

今申し上げました産業医の指導、助言を含めました様々な取組もございまして、令和6年から7年にかけてメンタル不調で休んでいた6人

の職員が順次職場復帰しているという状況でございます。

2番目、年度末、年度初めに職員が抱えるリスクへの対応についてお答え申し上げます。年度末、年度初めは特に業務が多くなる時期でございまして、人事異動も重なることから、不安を感じる職員もいると思います。事務の引継ぎにつきましては、長井市職員の服務規程第27条により、異動する職員が引継書を作成の上、内示後に異動してくる職員へ引継ぎを行っておりますけれども、その際、特に若い職員とか、新採職員とか、必要に応じて新旧担当者間の引継ぎだけでなく、係内の職員や所属長も一緒に引継ぎを行うとともに、担当事務が1人の担当職員しか分からないというような事態を招かないように、日頃から互いにコミュニケーションを取って、情報の共有等を図るよう指導しているところでございます。

(3) 管理職に対するメンタルヘルスケアでございしますが、管理職につきましては、各部門の参事が担当課長の相談を受ける体制としておりまして、また参事につきましては、私とその役割を担っております。

また、例年人事評価を行う際、期首面談、中間面談、期末面談を実施しておりますが、面談を実施することで、業務の管理だけではなく、様々な精神や健康等の気づきにもつながります。必要なフォローを行うこととしております。

新たに管理職に昇任する職員もおりますので、令和8年度には管理職を中心にメンタルヘルス研修を計画しており、研修ではストレスの原因や職場でのコミュニケーション方法、セルフケアの方法等について必要な知識、スキルを習得してもらおう予定でございまして。

(4) 家庭環境が厳しい職員への対応についてでございますが、毎年12月に職員から職場希望調書を総務課長へ提出してもらっております。その中には、異動を希望する部署、今後市役所

で頑張りたい業務のほかに、結婚、出産、健康、家族の事情等に加えまして、職場環境、人間関係、個人的な悩み等を記載する欄を設けております。また、所属長からは次年度の人事異動の参考とするため、これは所属課の人事に関する配慮事項を、12月に総務課長へ提出してもらっております。それで、その中で特に配慮が必要な職員につきましては、4月の人事異動に反映させているところでございます。配慮すべき職員につきましては、産業医の意見書を踏まえ、総務課長を通じて、所属長に業務の負担軽減、対応方法を指示しているところでございます。

最後、(5)組織全体のメンタルヘルスケアでございますが、職員が個々の持つ能力を十分発揮し、市民サービス向上のために働くためには、竹田議員おっしゃるとおり、心身ともに健康であることが重要でございます。長井市では以前からメンタルヘルス対策に係る厚生労働省の指針や関係法令に基づき安全衛生体制を整備、衛生管理者、産業医、安全衛生委員会等を設置して、ただいまお話しさせていただいた取組などを含め、一次予防対策、実態の把握、予防的対策、二次予防対策、早期発見、早期対応、三次予防対策、職場復帰、再発の防止を総合的に進めるところであります。まずは、今後こうした取組を推進し、進化をさせていきたいと考えております。

なお、現在検討している特徴的な取組としてお話をさせていただきたいのは、メンタル不調の要因の一つとなるハラスメント対策であります。昨年3月の定例市議会で平進介議員からの一般質問でも話題になりましたけれども、地方公務員が最も被害に遭う可能性が高いのが、行政サービスの利用者等からの迷惑行為、暴言、威圧、居座り、不当な要求、常識を超えたクレームと、カスタマーハラスメントでございます。

全日本自治団体労働組合、自治労の調査、こ

れ令和2年10月ですけれども、カスハラを経験した職員が46%と、厚生労働省の同時期の調査の一般企業職員、こちらは15%ということで、公務員は大きく上回っております。これは全体の奉仕者と言われる公務の特殊性に起因していると思われましても、職員の不利益、とりわけメンタル不調の要因の一つと言われており、こうした可能性のある因子は予防的に排除したいと考えております。現在、弁護士などと相談させていただきながら条例措置を検討しております。

ただ、カスハラの行為者、規制の相手方が一般市民、利害関係者、利害関係者の中には契約や行政事務の相手方、そして一般的には議員等も含むということ、そして先行事例の運用上の課題もございます。個別のカスハラ行為の認定の妥当性、例えば深刻な事例では係争事件になる可能性が少なくないこと、それから罰則等の強制力、実効性、加えてこのたび新たに国からカスハラの指針が発出されたということもあり、現在総務課で課題と対策を整理中です。

いずれにしましても、カスハラはもとより私ども三役、特別職、議員など例外なく対象とする、パワハラ、セクハラ、マタハラなど、ハラスメント全ての類型を包含した、総合的なハラスメント防止のための明文化され実効性のある対応方針と、個別対策案を備えた成案を早期に取りまとめたいと考えております。

なお、職場でのメンタル不調の要因は、周囲とのコミュニケーション不足によるものが大きな部分を占めております。こうした課題に対処するためには、そうした継続的かつ地道できめ細かな対応が必要でございます。先ほど、管理職のメンタルヘルスケアで触れましたけれども、人事評価の面談は年3回行っており、業務の査定だけではなくて、部下が日頃考えていることや悩み等を聞き、職員の持つ能力を伸ばしていく人材育成を含めた面談を実施するよう指導し

ております。

また労働安全衛生委員会を開催し、職場ごとの時間外勤務の状況を把握、分析し、職員の負担軽減につながるよう、課内での協力体制の見直しを行っております。あわせて、長時間労働を行った職員に対する産業医面談によるカウンセリングを実施するとともに、引き続き全職員を対象とするストレスチェックを実施し、職場のストレス問題の把握を行ってまいります。

加えて、悩みを一人で抱え誰にも相談できない職員のために、外部の方、例えば社会保険労務士や弁護士、産業医に直接相談できる窓口の設置を現在整えているところでございまして、職員がメンタルの不調になることを未然に防止する取組を行ってまいります。

メンタル不調を抱える職員に対しましては、引き続き産業医を中心に、主治医と連絡を取りながら、産業医からの指導、助言を踏まえ、無理なく職場復帰できるようサポートしてまいります。

こうした取組を行いながら、竹田議員おっしゃるような、職員一人一人が心身ともに健康で、能力を最大限発揮できる状態を維持することで、質の高い行政サービスを提供できるよう、今後とも必要な努力を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○内谷邦彦議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 教育委員会のほうには、小学校の教育無償化について5点ご質問がございました。私からはそのうちの3点についてお答え申し上げます。

まず、(2)の基準額を超える公費負担の考え方についてでございますけれども、今回の狙いはあくまでも学校給食費の抜本的な保護者の負担軽減にあります。一方で、私たちが捉えている基本的な学校給食は、個々の子供の健全な食を通じた健全育成であります。これらを図るために栄養バランスの取れた給食の提供が求めら

れているところであります。したがって、本市が目指す学校給食、これは、安全安心で栄養バランスの取れたおいしい給食と、学校給食を通して食に対する知識や望ましい食生活を身につけられるような食育、そして地産地消の推進でありますので、これについては公費を通してその実現に向けて必要な支援をしていかなければならないと思っております。

次に、(4)国が示す給食費無償化のメリットであります。今お答えしましたように、子育て世帯の経済的負担の軽減、これがまず最大のメリットであろうと思います。また学校現場においては、保護者からの徴収業務、これが軽減されるということです。一方で自治体としては、このまま国の基準額が変わらず、さらに物価高騰が続く場合は、自治体負担の増額傾向となるために、この財源確保は大きな課題になると思います。

(5)給食費無償化による食育への影響でありますけれども、今お話ししましたとおり、学校給食における食育の推進は、本市の振興計画の中でも、安全・安心な給食の提供、給食における地産地消、そして農作物の積極的な活用、これらを明記しているところであります。具体的には、地産地消の日を設定しての給食、それからバイキング給食ですとか、まるごと長井給食ですとか、生産者との交流給食ですとか、保護者会との試食会等々、様々な取組を行っているところであります。

一方で、竹田議員からご指摘いただきましたこの無償化によって、例えば食べ残しが増えるのではないかとということですが、担当のほうでデータについてちょっと調べてみましたが、その裏づけるデータは確認できませんでした。

学校給食の目的が、食を通しての子供の健全な育成でありますので、栄養バランスの取れた給食の提供、これを大事にしながら、学校と家庭一緒にそれらを推進しながら、給食を通して、

より食を通した健全な育成に努めてまいります。

○内谷邦彦議長 竹田 洋教育次長。

○竹田 洋教育次長 私からは、小学校の給食費無償化についての（３）アレルギーや不登校で給食を食べていない児童への配慮についてお答えいたします。

このたびの国の学校給食費の抜本的な負担軽減の取組については、３党合意に基づき、保護者負担の軽減に取り組む地方自治体の支援として実施するものであります。そのため、非喫食者、給食を食べない児童の取扱いについては、各自治体の判断とされております。

ご質問にありました食物アレルギーにより給食を食べることができない児童、現状では弁当を持参している児童に対しましては、国の基準額相当を給付することで検討を進めている最中でございます。一方、不登校児童に対しましては、いつでも安心して学校生活を送れるよう環境整備を進めているということと、登校してきたときには、いつでも喫食、給食が準備してありますよということ。そのような環境整備を進めているということから、給付ということは想定しておりません。

○内谷邦彦議長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 私からは、現在の小学校学校給食費の状況と、令和８年度当初における小学校学校給食費についてお答え申し上げます。

初めに、現在の小学校の学校給食費ですが、米飯給食の場合になります。１食当たり353円、月額としましては、それぞれ提供日数により異なりますが、１カ月当たりおおむね5,900円程度となります。そのうち市の支援額は１食当たり102円、月額としましては、提供日数により異なりますが、１カ月当たりおおむね1,700円程度となります。

続いて、令和８年度における小学校の学校給食費ですが、米飯給食のほか、パン、麺の献立

の種類にかかわらず同じ金額設定とさせていただいている。もう一つが、物価高騰を考慮して、１カ月当たり360円の設定とさせていただいております。月額としましては、適用日数により異なりますが、１カ月当たりおおむね6,030円程度となる予定です。そのうち市の支援額ですが、１食当たりおおむね76円、月額としましては、１カ月当たりおおむね1,270円程度となる予定です。

○内谷邦彦議長 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長 私には、問２の（３）大雪の高齢者世帯の安全対策についてご質問をいただいておりますのでお答え申し上げます。

大雪時の高齢者の安心・安全な暮らしの確保のため、多角的な対策がますます重要となってくると認識しております。雪害防止に関する情報提供として、市防災危機管理課では、市ホームページにて、気象情報や除雪等に係る注意喚起をしております。また、置賜総合支庁と合同で雪害事故防止チラシの配布キャンペーンを実施しました。福祉あんしん課では、除雪の支援として、先ほど市長から申し上げたとおり、高齢者除雪サービス事業を実施しております。高齢者の安否確認の公的支援として、見守りお伺いコール事業による定期的な電話連絡を通じた高齢者の安否確認と緊急通報があります。そのほか、配食サービス協定を結んだ県内７事業所の配達員や販売員と連携した見守りを行っております。また定期的ではありませんが、地域包括支援センター、ケアマネジャーによる訪問等で高齢者の安否確認を行い、必要に応じて生活支援サービスにつないでおります。

このような公的支援に加え、地域による支え合いや助け合いが大雪時の高齢者支援に必要と考えております。長井市コミュニティ協議会では、高齢者の暮らしを支えるための取組を進め

ております。年間を通して、自宅からコミュニティセンターへの移動支援や買物支援にて、高齢者の孤立防止と生活支援を行っております。冬期間は有償除雪ボランティアにて高齢者世帯の除雪を地域で支援しています。また、市では地域課題の協議の場である、第2層生活支援協議体の設置に向けて支援を行っており、現在2地区で設置されたところです。第2層生活支援協議体が設置されることで、地区ごとの特性やニーズに合わせた高齢者の見守り、支援への取組が図られていくと考えており、全地区での設置を目指して支援してまいります。

今後も、行政と関係機関、地域が連携して高齢者を見守り、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

○内谷邦彦議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 問2の(1)命綱固定アンカー設置費に対する支援の拡充等についてお答えいたします。

雪下ろし作業用の命綱を固定するための金具の設置につきましては、長井市住宅リフォーム補助制度により支援をしております。県と協調し、県と市がそれぞれ2分の1ずつ負担する形で補助金を交付しております。近年この補助制度を利用して命綱固定アンカー等を設置した件数は、令和3年度から令和7年度までの5年間で合計9件となっております。また、アンカー設置工事に対する補助率の引上げや、転落防止器具購入への支援拡充、車庫や物置への対象拡大というご提案を議員からいただきましたが、本市の住宅リフォーム補助制度は、県の定める要件工事に基いて実施しておりますので、自らが居住する建築物に係る工事であること、また、備品の購入のみは対象外としております。

令和7年度における要件工事は、寒さ対策・断熱化、バリアフリー化、克雪化、県産木材使用の4項目について、県において具体的な工事内容が定められておりました。このうち命綱固

定アンカーや固定式はしごの設置工事は克雪化に資する工事として要件工事に該当し、補助対象となっております。

参考までに申し上げますと、最近の補助活用の実績では、アンカーの金具は1個3,000円から5,000円、足場の有無などにもよりますが、設置工事費を含めて10万円から30万円程度の費用のようであり、移住・子育て・新婚世帯には、補助率30%で上限30万円、その他の一般世帯においては、補助率20%で24万円を上限に補助金を交付しているところです。

一方で、アンカーに取り付けるロープや安全帯などの転落防止器具の備品は設置工事を伴わないため、補助対象外となっております。

車庫や物置等の住宅の附属建築物など、令和8年度以降の補助の取扱いについては、県から要件工事や補助対象工事が示され次第、本市としても適切に対応してまいります。

なお備品に関する支援につきましては、リフォーム補助とは別に、地域づくり推進課の所管になりますが、市から長井市コミュニティ協議会を通じて実施している、長井市地域支えあいの除雪活動事業補助金において、コミセンに事務局を置く有償ボランティア団体が、自力での除雪が困難な方の除雪作業を行う際に必要となる転落防止器具等の必要備品も補助対象としております。令和7年度現在、試験的運用を含めて中央地区を除く5地区で展開しております。命綱につきましても、致芳地区及び豊田地区では既に整備が進んでいるところです。

雪下ろし中の屋根からの転落防止策として命綱固定アンカーの設置等は、安全対策上非常に有効ですので、県に対しても制度拡充の声を届けるとともに、より多くの方に制度を活用いただけるように周知に努め、市民の安全対策の一層の促進につなげてまいりたいと考えております。

○内谷邦彦議長 8番、竹田陽一議員。

○8番 竹田陽一議員 給食費の無償化の財源の関係です。今回は、学校給食法を改正してないわけです。学校給食法では、食材費については保護者が負担するときちゃんと書かれていますので、その辺を変えていただかないと、本来の無償化にはならないのではないかなと感じています。法の改正ですので、都道府県段階から国にとりか、そういうような要望を出すことになるかと思うのですが、市町村の自治体においても、県などと一緒の取組になるのかなと思います。今回は負担軽減というところですので、本来の無償化というのは少し法律的にも変えていかないと、そういうふうになってこないかと思しますので、その辺についても今後、いろんな場面で、国に対して要望が出されるかと思いますが、市長もそういう思いでいらっしゃるかと思しますので、その辺の考えがあれば、少しお聞きをしておきたいと思ひます。

○内谷邦彦議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 このたびの国の施策については、無償化というより、支援なんだろうと、というのは基準を設けて、その基準以外結構な負担をしなくては行けませんので、そうなるとう無償化している自治体どうするんだろうなと思ひて見ているんですが、多分残りの部分、今もつかかっている部分については負担するということなんでしょうけども、私どもとしては、市として食育も含めた地産地消、あとは子供たちに栄養価の高いものということなので、従来どおり、無償化ということではないんですが、市のほうで従来どおり支援していこうと考えているところでございます。

○内谷邦彦議長 8番、竹田陽一議員。

○8番 竹田陽一議員 自治体としては相当頑張ひて支援しているわけです。ただ、国の姿勢が、どうも納得いかないと思ひています。きちんと法律を改正して、自治体に負担をかけないようにすべきだと思ひていますので、何かの機会

があれば、そういう取組のほう、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○内谷邦彦議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会

○内谷邦彦議長 本日はこれをもって散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時54分 散会